

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

長野県中野立志館高等学校長 滝澤 崇（以下「委託者」という。）と

（以下「受託者」という。）は、委託者の自家用電気工作物保安管理業務仕様書（別紙）に基づき委託者の設置する 自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の保安管理に関する業務（以下「保安管理業務」という。）の委託契約を次のとおり締結する。

（A）この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注]（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和6年3月 日

委託者 住所 長野県中野市三好町2-1-53
氏名 長野県中野立志館高等学校長 滝澤 崇 印

受託者 住所
氏名 印

（保安管理業務の対象）

第1条 この契約に基づき受託者が委託を受けた保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

（1）事業所の名称	長野県中野立志館高等学校
（2）事業所の所在地	長野県中野市三好町2-1-53
（3）需要設備容量	375kVA
（4）受電電圧	6,600V
（5）非常用予備発電装置	該当設備なし
（6）発電所	該当設備なし
（7）事業所の業務	教育

（契約の期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料の額等）

第3条 保安管理業務に対する委託料は次のとおりとする。

年額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(委託料の支払)

第5条 委託者は、第3条に規定する委託料を年払いで支払うものとし、受託者は契約期間満了後に請求書を委託者に提出し、委託者はこの適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

【前金払により価格が安くなる場合】

第5条 委託者は、第3条に規定する委託料を前払いするものとする。

2 委託者は、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(機密の保持)

第7条 受託者は、業務上知り得た委託者の機密を他に漏らしてはならない。

(契約の更改等)

第8条 この契約を更改しようとする場合は、委託者、受託者協議の上第2条の契約期間内であっても更改することができるものとする。

(契約の消滅)

第9条 次に掲げる場合は、この契約は消滅するものとする。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

(契約の解除)

第10条 契約の解除等については、次によるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- ア 電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の承認が得られない場合
 - イ 委託者又は受託者のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、細目及び基準 1 項に定める保安管理業務等の実施ができないと認められた場合
 - ウ 委託者が手数料の支払を遅延した場合
- (2) 委託者の需要設備又は発電設備が次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
- ア 電気工作物が廃止された場合
 - イ 電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項の承認が取り消された場合
 - ウ 一般用電気工作物となった場合
 - エ 受電電圧が 7, 0 0 0 V を超えるものとなった場合
 - オ 発電所出力が 1, 0 0 0 k w 以上となった場合
 - カ 配電線路の電圧が 6 0 0 V を超えるものとなった場合
- (3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもの(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。
- (4) 本契約の契約期間満了の前に、委託者、受託者いずれかの都合により契約を解除使用とする場合は、3ヶ月前までにその旨書面により通知するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 11 条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

第 12 条 受託者の故意又は過失により委託者に対して損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負うものとする。

ただし、天災地変、自然劣化及び原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他受託者の責めに帰せない事由により損害が生じた場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、その責めに帰すべき事由により、第 2 条に規定する期間内に委託業務完了しないとき又は、業務終了後、委託者が指定する日までに委託業務完了報告書(成果品)を提出しないときは、当該期間の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書(成果品)を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2. 5 パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

3 委託者は、その帰すべき事由により、第5条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期間の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第13条 受託者は第11条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第14条 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(事情変更による契約の変更)

第15条 この契約の締結後において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不相当となったときは、委託者、受託者協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告および届出の義務)

第16条 受託者は当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。